

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、2026年度の診療報酬改定に伴う【電子的診療情報連携体制整備加算】について、以下の施設基準を満たした医療機関として届出を行っています。

【施設基準】

イ、オンライン請求を行っています

ロ、診療報酬明細書が無償で交付しています

ハ、オンライン資格確認を行う体制を有しています

ニ、医師がオンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室において、閲覧又は活用できる体制を有しています

ホ、オンライン資格確認に係る十分な実績を有しています

(マイナ保険証利用率30%以上)

ヘ、明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所に掲示しています

ト、明細書発行に関する事項と医療DXの体制に関する事項についてホームページにも掲載しています

チ、マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しています

当院では医療DXの推進に伴い【電子的診療情報連携体制整備加算3】を初診時（4点）、再診時（2点）を算定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。